

健感発第0501001号  
平成15年5月1日

各〔都道府県  
政令市  
特別区〕衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

香港等における「重症急性呼吸器症候群」の集団発生  
に伴う対応について(第10報)

標記については、「ハノイ・香港等における病院内での原因不明の重症呼吸器疾患の集団発生に関するWHOの緊急情報について」(平成15年3月12日健感発第0312002号)等により、貴管内の医療機関等の関係機関への周知等の対応をお願いしているところです。

渡航情報については、平成15年4月3日付け健感発第0403001号、同月22日付け健感発第0422001号及び同月23日付け健感発第0423002号結核感染症課長通知により、該当の地域への不要不急の旅行を延期することをお勧めしていますが、本日、WHOは、トロントへの不要不急の旅行を延期することを考慮するよう求めていた勧告を解除しました。

つきましては、トロントについて、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するようお勧めする地域から、滞在に当たって十分注意していただくようお勧めする地域といたしますので、当該地域に渡航する場合には念のため引き続き、手洗い、うがい等一般的な感染予防の措置を取るよう、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>)及び本通知の内容については、外務省とも協議済みであり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添えます。